

## 6月広報事項①

### 【件名】

**6月は、固定資産税・都市計画税第1期分の納期です（23区内）**

### 【内容】

平成29年度の固定資産税・都市計画税（23区内）の納税通知書は、6月1日（木）に発送します。お近くの金融機関・郵便局、指定のコンビニエンスストア、または都税事務所・都税支所・支庁の窓口で、6月30日（金）までにお納めください。なお、クレジットカードでも納付できます。

納税には、安心して便利な口座振替がご利用いただけます。申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課（03-3252-0955 平日9時～17時）までお問い合わせください。

このほか、金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキングやモバイルバンキングでも納付できます。ぜひご利用ください。

## 6月は固定資産税・都市計画税第1期分の納期です（23区内）

固定資産税・都市計画税（23区内）の納税通知書は、6月1日（木）に発送します。

**<納期限> 平成29年6月30日（金）**


**<ご利用になれる納付方法>**

- ① 金融機関※1・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ② 口座振替※2
- ③ コンビニエンスストア※3




<利用可能なコンビニエンスストア>

くらしハウス コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト スリーエフ 生活彩家 セブン-イレブン デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ファミリーマート ポプラ ミニストップ ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキデイリーストア  
ローソン MMK 設置店（コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末は除く。）

- ④ 金融機関※1・郵便局の （ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング※4

- ⑤ パソコン・スマートフォン等からのクレジットカード納付  
インターネットの専用サイト（都税クレジットカードお支払サイト）にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます（税額に応じた決済手数料がかかります。）。

詳しくは、**都税クレジットカードお支払サイト**をご覧ください。

- ※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
- ※2 お申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課（03-3252-0955 平日9時～17時）へお問い合わせください。
- ※3 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。
- ※4 ○ （ペイジーマーク）の入っている都税の納付書に限ります。  
○ 領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。  
なお、都では独自に「都税納税確認書」を発行しておりますので、ご希望の方は各都税事務所までご連絡ください。  
○ 新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用する方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。  
○ システムの保守点検作業のため、一時的にご利用できない場合があります。

**固定資産税・都市計画税の納税には、安心・便利な口座振替をご利用ください。**

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに、納税通知書に同封されているハガキでお申込みください。また、依頼書は主税局ホームページからもダウンロードできますので、そちらもご利用ください。

（平成29年8月10日（木）までにお申込みいただくと、10月2日（月）納期限の第2期分から口座振替をご利用いただけます。）

<口座振替のお問い合わせ先> 主税局徴収部納税推進課（03-3252-0955 平日9時～17時）

## 6月広報事項②

**【件名】**

**平成29年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置についてお知らせします（23区内）**

**【内容】**

①商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ減額措置②小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置③小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置については、平成29年度も継続します。

### 平成29年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置について（23区内）

項 目	軽 減 の 対 象	軽減の割合等	申 請
商業地等に対する負担水準上限引下げ減額措置	負担水準 <sup>※1</sup> が65%を超える商業地等 <sup>※2</sup> ※1 負担水準…固定資産税の価格等に対する前年度の課税標準額の割合 ※2 商業地等…住宅用地以外の宅地等（店舗・工場の敷地、駐車場など）	負担水準 65%に相当する固定資産税・都市計画税の税額まで軽減	不 要
小規模非住宅用地に対する減免措置	一画地の面積が400㎡以下の非住宅用地（個人又は資本金・出資金が1億円以下の法人が所有する土地に限ります。）	200㎡までの部分の固定資産税・都市計画税の2割を減免	申請が必要です (申請期限：平成29年12月28日) 前年度に減免を受けた方で、用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。
小規模住宅用地に対する軽減措置（都市計画税のみ）	住宅1戸につき200㎡までの土地	都市計画税の2分の1を軽減	不 要
税額が前年度の1.1倍を超える土地に対する減額措置	税額が前年度の1.1倍を超える土地	平成29年度の固定資産税・都市計画税の税額が、前年度の税額の1.1倍を超える場合に当該超える額に相当する税額を減額 なお、地積・利用状況等に変更があった場合、前年度の税額の1.1倍を超えることがあります。	不 要
耐震化のための建替えを行った住宅に対する減免措置	昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成30年3月31日までに新築された住宅で一定要件を満たすもの（新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば減免されます。）	新築後新たに課税される年度から3年度分について固定資産税・都市計画税の全額を減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）	申請が必要です 申請期限は新築した年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末日です。
耐震化のための改修を行った住宅に対する減免措置	昭和57年1月1日以前からある住宅で、平成30年3月31日までに耐震改修を行った住宅のうち一定要件を満たすもの	改修完了日の翌年度（1月1日完了の場合はその年度）1年度分 <sup>※</sup> について、耐震減額適用後、住宅1戸あたり120㎡相当分までの固定資産税・都市計画税の全額を減免  ※ 住宅が耐震改修の完了前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は2年度分	申請が必要です 申請期限は改修が完了した日から3ヶ月以内です。

【お問い合わせ先】 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

## 6月広報事項③

### 【件名】

**耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します (23区内)**

### 【内容】

- (1) 昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成30年3月31日までに新築された住宅について、一定の要件を満たす場合、新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税が全額減免(減免の対象となる戸数は建替え前の家屋により異なります。)されます。また、新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば対象となります。

上記以外の要件として、①新築された住宅の居住部分の割合が当該家屋の1/2以上であること、②建替え前の家屋を取り壊した日の前後各1年以内に新築された住宅であること、③建替え前の家屋と新築された住宅がともに23区内にあること、④新築された日の属する年の翌年の1月1日(1月1日新築の場合は、同日)において、建替え前の家屋を取り壊した日の属する年の1月1日における所有者と、同一の者が所有する住宅であること、⑤新築された住宅について、検査済証の交付を受けていること、⑥新築された年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末までに減免申請することが必要です。

- (2) 昭和57年1月1日以前からある家屋で、平成30年3月31日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように一定の要件を満たす改修工事を行った場合、工事完了日の翌年度分(1月1日完了の場合はその年度分)から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡相当分まで固定資産税・都市計画税が耐震減額適用後全額減免されます。

上記以外の要件として、①耐震改修後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の1/2以上であること、②耐震改修に要した費用の額が1戸あたり50万円を超えていること、③建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した工事であることの証明を受けていること、④改修が完了した日から3ヶ月以内に減免申請することが必要です。

いずれの減免を受ける場合にも、申請が必要です。(1)の場合には「固定資産税減免申請書」、(2)の場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。なお、建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますので、ご注意ください。詳しくは23区内の各都税事務所までお問い合わせください。

### 耐震化のための建替え又は改修を行った住宅

### に対する固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

#### <耐震化のための建替え>

##### 減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成30年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

##### 減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります)

##### 申請期限

新築した年の翌々年の2月末  
(1月1日新築の場合は翌年の2月末)

#### <耐震化のための改修>

##### 減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、平成30年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

##### 減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

##### 申請期限

改修工事が完了した日から3ヶ月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

## 6月広報事項④

### 【件名】

**不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）**

### 【内容】

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対して、新築後新たに課税される年度から5年度分について固定資産税・都市計画税額が全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）されます。また、新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば対象となります。

#### ◆減免要件◆

- ① 建替え前の家屋と建替え後の住宅がともに不燃化特区内に所在すること
- ② 建替え前の家屋の構造が木造又は軽量鉄骨造であること（2以上の構造がある場合には、木造又は軽量鉄骨造の床面積が総床面積の2分の1以上である必要があります。）
- ③ 建替え前の家屋が不燃化特区の指定期間中に取り壊されていること  
（ただし、住宅を新築した後に家屋を取り壊す場合は、住宅を新築した日から1年以内（平成32年4月1日から平成32年12月31日までに新築した場合は、平成33年3月31日まで）に取り壊されている必要があります。）
- ④ 建替え後の住宅が耐火建築物又は準耐火建築物であること
- ⑤ 建替え後の住宅が検査済証の交付を受けていること
- ⑥ 建替え後の住宅の居住部分の割合が2分の1以上であること
- ⑦ 建替え後の住宅の新築年月日が不燃化特区の指定日から平成32年12月31日までであること
- ⑧ 新築された日の属する年の翌年の1月1日（新築された日が1月1日であるときは、同日）において、建替え前の家屋が滅失した日の属する年の1月1日における所有者と、同一の者が所有する住宅であること  
（※）該当しない場合であっても、一定の要件を満たせば対象となる場合があります。  
詳しくは建替え後の住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。
- ⑨ 新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末日までに「固定資産税減免申請書」により申請すること

## **不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅 に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）**

### 【減免対象】

不燃化特区内において、木造又は軽量鉄骨造の家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、不燃化のために新築された耐火又は準耐火建築物の住宅のうち、一定の要件を満たすもの

### 【減免の期間と額】

新築後新たに課税される年度から5年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります)

### 【申請期限】

新築した年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末

### 【不燃化特区】

東京都都市整備局のホームページをご覧ください。

減免を受けるには申請が必要です。詳しくは、新築した住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

## 6月広報事項⑤

### 【件名】

**不燃化特区内において防災上危険な老朽住宅を除却した更地に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）**

### 【内容】

不燃化特区内において、不燃化のために老朽住宅を除却した土地に対する固定資産税・都市計画税を最長5年度分、住宅の敷地並みになるよう8割減免します。

#### ◆減免要件◆

- ① 取り壊した老朽住宅について区から防災上危険な老朽建築物であると認定を受けていること  
※区に老朽建築物除却費助成を申請すると、区が認定を行います。  
(助成制度がない区もあります。詳しくは各区の担当窓口にお問い合わせください。)
- ② 老朽住宅が、不燃化特区の指定日から平成32年12月31日までの間に取り壊されていること
- ③ 老朽住宅の取壊しにより、土地の認定が小規模住宅用地から非住宅用地に変更されたこと
- ④ 防災上有効な空地として、適正に管理されていると区から証明されていること  
(家屋等の建設工事に着工している場合等は防災上有効な空地として認められません。)
- ⑤ 老朽住宅を取り壊した年の1月1日時点の土地所有者が、減免を受けようとする年の1月1日時点において、当該土地を引き続き所有していること
- ⑥ 減免を受けようとする年度の固定資産税・都市計画税の第1期分の納期限（6月30日）までに「固定資産税減免申請書」により申請があったもの

## **不燃化特区内において防災上危険な老朽住宅を除却した更地 に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）**

### 【減免対象】

不燃化特区内において、不燃化のために老朽住宅を除却した防災上有効な空地として適正に管理されている土地のうち、一定の要件を満たすもの

### 【減免の期間と額】

老朽住宅を除却した翌年度から最長5年度分について住宅の敷地並みの税額となるよう8割減免します。

減免を受けようとする年度の第1期分の納期限（6月30日）までに申請してください（毎年申請が必要です）。申請には、区の証明書を添付する必要があります。

減免手続きについては、当該土地が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。  
区の証明書については、各区役所へお問い合わせください。

## 6月広報事項⑥

### 【件名】

**便利な電子申告・電子納税等をご利用ください**

### 【内容】

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。あわせて、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税について、eLTAXを利用した電子納税も行っています。

## 便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。

東京都で現在利用できる手続きは下表のとおりです。

	法人事業税・地方法人特別税・法人住民税	事業所税(23区内)	固定資産税(償却資産) (23区内)
電子申告	○予定申告 ○確定申告 ○清算確定申告 ○中間申告 ○均等割申告 ○修正申告 など	○納付申告 ○修正申告 ○免税点以下申告 ○事業所用家屋貸付等申告	○償却資産申告
電子申請・届出	○法人設立・設置届 ○中小企業者向け省エネ促進税制による減免申請 ○申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認申請 ○法人税に係る連結納税の承認等の届出 など	○事業所等新設・廃止 ○事業所税減免申請 ○みなし共同事業に関する明細 など	—
電子納税	○本税の納付 ○加算金の納付 ○見込納付(確定申告分のみ) ○延滞金の納付	○本税の納付 ○加算金の納付 ○延滞金の納付	—

### <eLTAXのご利用時間>


【各手続きの受付時間】 平日 8時30分～24時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

### <利用手続きについてのお問い合わせ>

【 ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

エルタックス

検索

【 ヘルプデスク】 0570-081459（左記電話につながらない場合：03-5500-7010）  
平日 9時～17時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

### <申告内容や納税についてのお問い合わせ>

【電子申告、電子申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当班

【電子納税】 所管都税事務所の徴収管理班



eLTAX イメージキャラクター  
エルレンジャー

## 6月広報事項⑦

### 【件名】

自動車税の納付はお済みですか？

### 【内容】

自動車税は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。今年度の自動車税の納期限は5月31日（水）です。

まだ納付がお済みでない方は、お早めに納付をお願いします。

東京都の自動車税は、金融機関・郵便局・都税事務所等の窓口のほか、コンビニエンスストア、金融機関等のペイジー対応のATM、インターネットバンキングやモバイルバンキング、パソコン・スマートフォン等からクレジットカードでも納付できます。

なお、車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税の納税確認を電子的に行うことができるようになってきているため、ペイジー・クレジットカードで納付した方への車検用納税証明書（はがきサイズ）の郵送は平成28年3月末をもって終了していません。

車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明書をご利用ください。

詳しくは、主税局ホームページ内の「都税の納税等について」をご覧ください。

## 自動車税の納付はお済みですか？

### 車検時納付はNO！



今年度の自動車税の納期限は5月31日（水）です。

まだ納付がお済みでない方は、お早めに納付をお願いします。

東京都の自動車税は、金融機関・郵便局・都税事務所等の窓口のほか、コンビニエンスストア、金融機関等のペイジー対応のATM、インターネットバンキングやモバイルバンキング、パソコン・スマートフォン等からクレジットカードでも納付できます。

※クレジットカードで納付する場合は、パソコンやスマートフォン等から専用サイト（都税クレジットカードお支払サイト）へアクセスし、注意事項をよくお読みの上、お手続きください。

#### ●ペイジー・クレジットカードで納付される方へ● 車検用の納税証明書（はがきサイズ）は郵送されません

納税証明書が必要な方は、納付後、約10日後に都税事務所・自動車税事務所等へ申請してください。

車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税の納税確認を電子的に行うことができるようになってきているため、ペイジー・クレジットカードで納付した方への車検用納税証明書（はがきサイズ）の郵送は平成28年3月末をもって終了しています。

**車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明書をご利用ください。**

詳しくは、主税局ホームページ内の「都税の納税等について」をご覧ください。

## 6月広報事項⑧

### 【件名】

中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～

### 【内容】

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

# 中小企業者向け省エネ促進税制

～法人事業税・個人事業税の減免～

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

### 【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kI以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） *空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） *照明設備（蛍光灯照明器具、LED照明器具、LED誘導灯器具） *小型ボイラー設備（小型ボイラー類） *再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減免額	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）平成33年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）平成32年12月31日までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の延長承認を受けている法人の場合は、その日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「<東京版>環境減税について」をご覧ください

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

### 【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
  - ・所管都税務所の法人事業税・個人事業税班
  - ・主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班） 03-5388-2963
  - ・主税局課税部課税指導課（個人事業税班） 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること  
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03-5990-5091



## 6月広報事項⑨

### 【件名】

### インターネット公売（不動産、動産・自動車）のお知らせ

### 【内容】

東京都主税局では、インターネット公売(不動産、動産・自動車)を実施します。  
詳しくは、東京都主税局ホームページ内の<公売情報>  
(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/kobai/>) をご覧いただくか、主税局徴収部機動整理課  
公売班(03-5388-2986)までお問い合わせください。

## インターネット公売(不動産、動産・自動車)のお知らせ



インターネット公売は、不動産は入札方式、動産・自動車はせり売り方式により行います。

公売参加申込期間	平成29年5月26日(金)13時～平成29年6月12日(月)23時
入札期間	平成29年6月19日(月)13時～平成29年6月26日(月)13時
せり売り期間	平成29年6月19日(月)13時～平成29年6月21日(水)23時
公売物件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>をご覧ください。 ☆下見会を実施する予定ですので、あわせてご覧ください。
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所
お問い合わせ先	主税局徴収部機動整理課公売班 (03-5388-2986)

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ<公売情報> <http://www.tax.metro.tokyo.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。  
<メールマガジンのご案内> [http://www.tax.metro.tokyo.jp/mail\\_magazine.htm](http://www.tax.metro.tokyo.jp/mail_magazine.htm)

東京都 メールマガ

検索

## 6月広報事項⑩

### 【件名】

**都税の納付には、安心・便利な口座振替をご利用ください**

### 【内容】

納税には、安心して便利な口座振替がご利用できます。口座振替は、ご利用している預貯金口座から、納期の末日（納期限）に自動的に納税できる便利な制度です。詳しいお申込方法は、主税局徴収部納税推進課（03-3252-0955 平日9時～17時）までお問い合わせください。

## 都税の納付には、安心・便利な口座振替をご利用ください

### <口座振替がご利用できる都税>

・個人の事業税 ・固定資産税・都市計画税(土地・家屋)※ ・固定資産税(償却資産)※

※23区内に所在する資産が対象です。なお、随時課税分については口座振替のご利用はできません。

### <申込方法>

次の方法があります。

- ① 都の公金を取り扱う銀行等の金融機関及び郵便局の窓口で、都税口座振替依頼書（3枚複写式）に必要事項をご記入のうえ、お申込みください。その際には、（1）預（貯）金通帳、（2）通帳届出印、（3）納税通知書をご持参ください。
- ② 納税通知書（固定資産税の随時課税分を除く。）に同封されている都税口座振替依頼書（ハガキ式）に必要事項をご記入のうえ、ポストに投函してください。
- ③ 主税局ホームページから「都税口座振替（自動払込）依頼書（ダウンロード専用依頼書）」をダウンロード・印刷し、必要事項をご記入のうえ、郵送にてお申し込みください。

### <申込期限>

口座振替を開始しようとする月の前月の10日（土・日・休日にあたる場合はその翌開庁日）まで（納期限が土・日・休日にあたる場合は、その翌開庁日が納期限となります。これにより、納期限が翌月となった場合は、前々月10日までにお申込みください。）

### 【問い合わせ先】

主税局徴収部納税推進課

03-3252-0955 （平日9時～17時）

※ 住所の変更や課税の内容については、  
所管の都税事務所へお問い合わせください。

